令和8年度 私立学校教員向け奨学金代理返還事業
支援金交付候補者 募集要項

再募集します！

公益財団法人東京都私学財団は、若者の経済的負担の軽減と東京の将来を支える人材の確保に向け、**都内の私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園の正規の教員として令和7年度以降採用された方を対象**に、長期的に勤務すること等を条件として、日本学生支援機構(JASSO)及びその他財団が認める奨学金貸与団体から、大学等在学時に貸与を受けた奨学金の返還を支援する事業を実施します。

本事業により奨学金返還の支援金を受けるためには、財団に**交付候補者としての認定申請**を行い、**あらかじめ財団の認定を受けておく**必要があります。

この案内は、令和７年４月１日から**令和8年12月21日まで**に、正規の私立学校教員として新規で採用された方を対象に、奨学金貸与団体への奨学金の返還支援を希望する方を募集するものです。

学生時代に貸与型の奨学金を受けていた私立学校教員の方は、ぜひ本事業をご活用ください。

１　交付までのスケジュール

時　期	手続を行う者	内　容
令和8年11月2日(月) ～ 令和8年12月21日(月)	本人　⇒　財団	・**交付候補者 認定申請**
令和９年２月頃	財団　⇒　本人	・交付候補者 認定通知
令和９年３月頃	財団　⇒　本人	・交付申請書 提出依頼
令和９年４月末まで	本人　⇒　財団	・交付申請書 提出
令和９年５月～６月	財団　⇒　本人	・交付決定通知
令和９年７月以降	財団　⇒　奨学金貸与団体	・交付 **代理返還**

今回の募集

※以降、最長採用 11 年目まで、毎年度交付申請が必要

２　交付対象者（申請日現在、以下の全てに該当する方）

（１）**令和７年４月１日以降**、本募集申請〆切日までに都内の私立学校の**正規の教員（※）として新たに採用**され、雇用主である学校法人等が加入している私学共済等に加入している方

※東京都生活文化局私学部「私立学校経常費補助金」の算定対象となる「本務教員」を指します。ご自身が「本務教員」としていつから採用されたかについては、勤務先の学校事務室の担当者様にご確認ください。また、参考として FAQ も併せてご確認ください。

（２）私立学校に１週間当たり５日（定時制にあっては４日）以上勤務している方

（３）勤務する学校種別に必要な教員免許を有する方

（４）大学等において、奨学金の貸与を受けていた方

（５）大学等において貸与を受けた奨学金の返還期間の終了日が令和９年７月以降であり、本認定申請時点で奨学金の返還を延滞していない方

（６）本支援金の交付について、財団が代理返還制度を活用して、貸与を受けている奨学金貸与団体に直接支払うことを了承する方

（７）その他財団が不適切と認める事項に該当しない方

３　支援金の額

支援金の額は、大学等の在学時に貸与を受けた奨学金の額のうち、（令和７年４月１日以降に正規の私立学校教員（本務教員）として採用された後）**令和8年4月1日時点の返還残額の2分の1**（100 円未満の端数が生じた場合、端数は切捨て）の額です。ただし、一人**150 万円を上限**とし、**最長 10 年に分けて支援**します。

※JASSO の「第一種奨学金」及び「第二種奨学金」どちらも支援対象になります。「第二種奨学金」の利子については、認定申請時に提出する奨学金返還証明書に記載されている年利率が返還終期まで固定されるものとみなし、返還残高を算出します。

※第三者による代理返還制度があり、公的機関等が実施する貸与型奨学金であれば、JASSO 以外でも対象になる場合があります。対象になるかどうかは財団が個々に判断しますので、財団へお問合せください。

４　申請期間・申請方法等

（１）申請期間

再募集の〆切

令和8年 11 月 2 日(月) 10:00 ～ 令和8年 12 月 21 日(月) 23:59【〆切厳守】

※申請にあたり、**奨学金貸与団体が発行する各種証明書等(申込みから発行まで 2 週間以上かかる場合もあります。)の提出が必要**となりますので、申請〆切に間に合うよう十分余裕をもって準備を進めてください。

（２）申請方法・提出書類

ア　認定申請書（様式第１号）

以下のリンク先の LoGo フォームに必要事項を入力してください。

『返還する奨学金の情報』については、次のページの『イ　奨学金の返還を証する書類』として別途ご用意いただく各書類を参照しながら、入力してください。

注 意 !!
「奨学金貸与証明書」
で は あ り ま せ ん

イ　奨学金の返還を証する書類

次のページ**≪認定申請にあたっての注意事項≫**に記載されている必要な添付書類をご用意いただき、スキャンし PDF データ化して提出してください。

ウ　在職証明書（様式第２号）

様式をダウンロードの上、勤務先の学校・幼稚園の事務ご担当者様にお渡しいただき、ご記入・ご証明をいただいた上で、スキャンし PDF データ化して提出してください。

※必ず、LoGo フォームもしくは財団ホームページに掲載中の様式を使用してください。

エ　奨学金貸与団体等への個人情報提供同意書(様式第3号)

以下のリンク先の LoGo フォームに必要事項を入力してください。

★認定申請用 LoGo フォームリンク:

https://logoform.jp/f/Yg23G

※LoGo フォーム未登録の方は、申請前に登録が必要です。

※入力内容を誤ったまま送信ボタンを押して申請した場合、「９　問合せ先」までご連絡ください。

≪ 認 定 申 請 に 当 た っ て の 注 意 事 項 ≫

JASSO の奨学金を利用された方は、以下の注意事項をご確認ください。
JASSO 以外の奨学金の方は、事前に必ず財団までご相談ください。

イ 奨学金の返還を証する書類 の発行について

注 意 !!
「奨学金貸与証明書」
で は あ り ま せ ん

① 奨学金返還証明書（令和8年4月1日以降に発行されたもの）

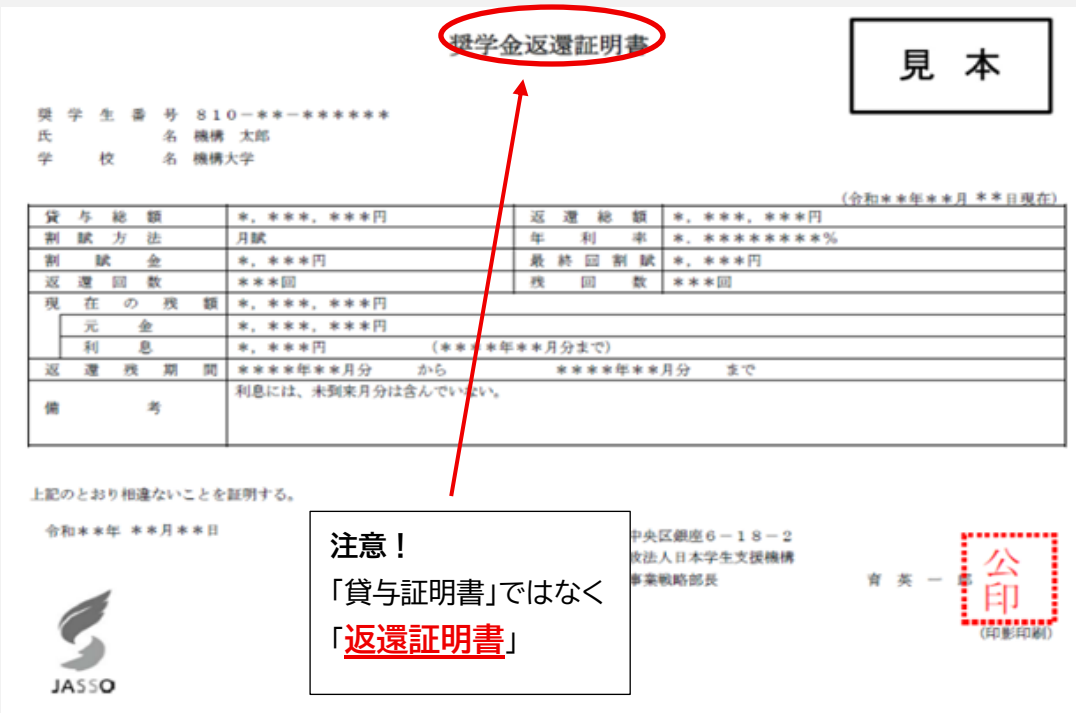
奨学金返還証明書

見 本

奨 学 生 番 号　８１０－＊＊－＊＊＊＊＊＊
氏　　名　機構　太郎
学　　校　名　機構大学

（令和＊＊年＊＊月 ＊＊日現在）

貸与総額	＊，＊＊＊，＊＊＊円	返還総額	＊，＊＊＊，＊＊＊円
割賦方法	月賦	年利率	＊．＊＊＊＊＊＊＊％
割賦金	＊，＊＊＊円	最終回割賦	＊，＊＊＊円
返還回数	＊＊＊回	残回数	＊＊＊回
現在の残額	＊，＊＊＊，＊＊＊円		
元金	＊，＊＊＊，＊＊＊円		
利息	＊，＊＊＊円　（＊＊＊＊年＊＊月分まで）		
返還残期間	＊＊＊＊年＊＊月分　から　＊＊＊＊年＊＊月分　まで		
備考	利息には、未到来月分は含んでいない。		

上記のとおり相違ないことを証明する。
令和＊＊年 ＊＊月＊＊日

東京都中央区銀座６－１８－２
独立行政法人日本学生支援機構
奨学事業戦略部長　育 英 一 郎　公印
（印影印刷）

JASSO

注意！
「貸与証明書」ではなく
「返還証明書」

② 奨学金返還「額」証明書　※上記の返還証明書とは異なります

令和８年４月１日以降、申請までの間に既に JASSO への返還を行っている場合、返還「額」証明書も提出が必要となります。

指定期間（※対象期間）については、次のページに従い**必ず設定**してください。

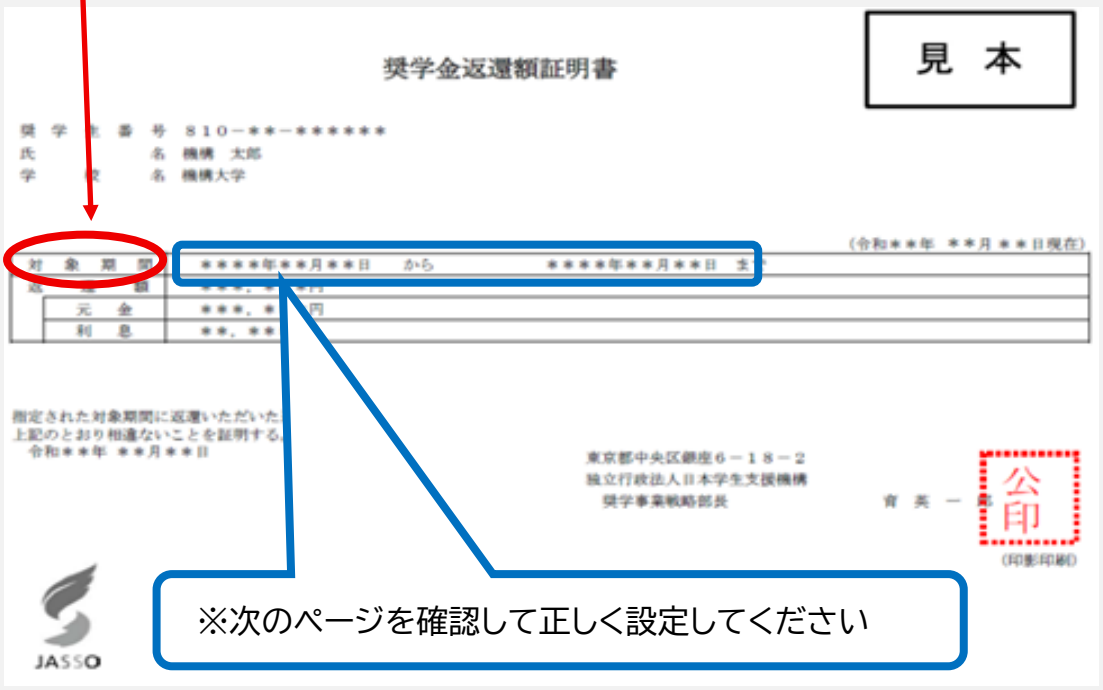
奨学金返還額証明書

見 本

奨 学 生 番 号　８１０－＊＊－＊＊＊＊＊＊
氏　　名　機構　太郎
学　　校　名　機構大学

（令和＊＊年 ＊＊月＊＊日現在）

対象期間	＊＊＊＊年＊＊月＊＊日　から　＊＊＊＊年＊＊月＊＊日　まで
元金	＊＊＊，＊＊＊円
利息	＊＊，＊＊＊円

指定された対象期間に返還いただいた
上記のとおり相違ないことを証明する。
令和＊＊年 ＊＊月＊＊日

東京都中央区銀座６－１８－２
独立行政法人日本学生支援機構
奨学事業戦略部長　育 英 一 郎　公印
（印影印刷）

JASSO

※次のページを確認して正しく設定してください

★指定期間(※対象期間)の設定

注 意 !!
必ず設定が必要です

令和8年4月1日時点の返還残額を正確に算出するため、4月から現在までに引き落とされた各月の返還分を、返還残額に加算して支援金の額を算出します。

そのため、指定期間(※証明期間)については、以下のとおり必ず指定してください。

※「発行時点までの全期間」で発行された場合は、再提出が必要となりますのでご注意ください。

始期：2026 年4月 1 日　を入力

終期：スカラネット・パーソナルから証明書の発行を実際に依頼する日付を入力

例）2026/11/29 にスカラネットパーソナルから発行依頼する場合
→ 始期:2026/4/1　終期:2026/11/29　と入力

★返還証明書・返還「額」証明書の発行依頼方法

スカラネット・パーソナルでの具体的な発行依頼方法は、LoGo フォーム内にあるファイル「JASSO 返還証明書・返還「額」証明書の発行依頼マニュアル方法 」をご参照ください

複数の奨学金を借りている場合(第一種奨学金と第二種奨学金を併用の場合等)

上記①②の証明書のご提出に当たり、複数の奨学金を利用している場合は、以下に沿ってご対応ください。

（1）返還残額が 300 万円以上の奨学金がある場合

返還残額が 300 万円以上の奨学金のうち、任意の一つを選んで申請してください。
複数の奨学金について申請することはできません。

（2）全ての奨学金の返還残額がそれぞれ 300 万円未満の場合

以下ア・イの合計額を支援額とします。

ア　返還残額が最も多い奨学金の返還残額の 2 分の 1 の額
（100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て）

イ　「150 万円からアを差し引いた額」と、
「返還残額が次に多い奨学金の返還残額の 2 分の 1 の額」を比べ、少ない方の額

※　3 件以上の奨学金があり、アとイの合計額が 150 万円に達しない場合、150 万円に達するまで、「アとイの合計額」に「イの考え方を準用して算出した額」を加えた金額を支援額とします。

※　100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

注 意 !!
絶対に紛失しないこと

５　交付候補者認定等

審査後、**認定通知**を**メールで**令和９年２月頃にお送りします。この通知では、認定の可否や支援期間、毎年度の財団の代理返還額の見込みも合わせてお伝えしますので、ご自身の奨学金残額の返還計画の参考にしてください。**この通知は、支援期間終了まで、毎年度の交付申請の際に必要となりますので、絶対に紛失しないでください。**

なお、認定を受けた方で、申請時から勤務状況や奨学金返還額等の変更があった場合は、必ず財団へご連絡ください。各種手続きが必要となる場合があります。

注 意 !!
毎年度、交付申請を行う必要あり

６　支援金の交付申請及び交付決定、代理返還等

認定を受けられた方に対して、令和９年３月頃に、支援金の交付申請書の提出依頼をメールでお知らせいたします。認定を受けられた方は、**令和9年4月末までに財団に対して、必要書類を添付の上、支援金の交付申請を行う必要があります。**

財団は、交付申請の内容を審査し、令和９年６月頃に交付決定を行います。支援金は、令和９年度から毎年度１回、奨学金貸与団体に対して、**財団が代理返還により直接支払う方法によって行います（毎年度７月頃を予定）。**

７　交付決定の取消し

以下の事項に該当した場合、交付決定の一部又は全部を取り消します。

（１）１ページ目に記載の支援金交付対象者としての要件を満たさなくなった場合
（２）支援金が交付される年度の４月１日の在職が確認できなかった場合
（３）勤務する私立学校における就業規則等に基づき、懲戒を事由として停職又は解雇の処分を受けた場合
（４）奨学金の返還を免除された場合
（５）奨学金返還の延滞が発生した場合
（６）本事業の支援範囲について、他の団体から二重に奨学金の返還支援を受け、不当に利得を得た場合
（７）支援金の交付を受けるために虚偽の申告又はその他不正の行為を行った場合
（８）奨学金を全て返還し、奨学金貸与団体へ代理返還できない場合
（９）その他、財団が不適切と認めた場合

８　個人情報の取扱いについて

財団が保有する情報について、本事業実施の目的に限り、必要な範囲内で奨学金貸与団体等の関係機関に提供する場合がありますので、ご了承ください。

９　問合せ先

公益財団法人 東京都私学財団 退職資金事業部 奨学金返還課
〒１６２－０８２３　東京都新宿区神楽河岸１－１ セントラルプラザ１１階
TEL　０３－５５７９－２３１３
メールアドレス：dairihenkan@shigaku-tokyo.or.jp

★問合せ先 LoGo フォームリンク：https://logoform.jp/form/g7eL/1500877

FAQ も掲載しておりますので、こちらもご参照ください。

参考：支援金交付対象期間・毎年度の支援金交付額（財団の代理返還額）の算出方法等

毎年度の支援金交付額及び交付回数は、以下の計算方法により財団で決定する予定です。

〇毎年度の支援金交付額の算出方法

＝ 奨学金返還残額(※上限 300 万円) ÷ 2(2 分の1支援) ÷ 返還残年数(最長 10 年間支援)

※1 円未満の端数が生じた場合は切り捨て

ただし、返還残期間が令和 19 年（西暦 2037 年）３月以前の場合、以下の表に従い返還残額を除した額を毎年度の交付額とします。

返還残期間の終了日	毎年度交付額	交付回数
令和１８年４月～令和１９年３月	交付決定額÷９	9
令和１７年４月～令和１８年３月	交付決定額÷８	8
令和１６年４月～令和１７年３月	交付決定額÷７	7
令和１５年４月～令和１６年３月	交付決定額÷６	6
令和１４年４月～令和１５年３月	交付決定額÷５	5
令和１３年４月～令和１４年３月	交付決定額÷４	4
令和１２年４月～令和１３年３月	交付決定額÷３	3
令和１１年４月～令和１２年３月	交付決定額÷２	2
～令和１１年３月	交付決定額÷１	1

※上記は、JASSO の奨学金で、定額返還方式を選択している場合です。

【注意事項】

（１）奨学金貸与団体の代理返還制度に基づき交付するため、奨学金貸与団体の制度やご本人が選択した返還方法により、毎年度の交付額及び交付方法が、本要項とは異なる場合があります。

（２）JASSO の所得連動返還方式（※第一種奨学金のみ利用可能）を選択し、上記の交付額及び交付方法を適用できない場合、返還残額を踏まえ、事業目的に沿って交付対象期間を一定期間確保できるよう、毎年度の交付額を決定させていただきます。

（３）財団による毎年度の支払（代理返還）が継続している途中で、ご本人が全額繰上返還を行う等により奨学金が全額返還された場合、残りの期間の交付は行いませんのでご注意ください。

また同様に、奨学金一部の繰上返還により、返還残期間が当初の残期間よりも短くなった場合、財団の支援期間も連動して短くなる場合があります。さらに、財団からの毎年度の代理返還額も減少する場合があります。

そのため、**全額繰上返還や一部繰上返還を行う前に、必ず財団までご相談ください。**

（４）毎年度の交付申請の際に、４月１日時点で私立学校教員として在職していることや、ご本人の返還状況等を確認させていただいた後、交付決定を行います。４月１日より前に退職した場合など在職が確認できなかった場合や、奨学金の延滞の発生、返還期限猶予又は減額返還制度を利用中の場合は、交付決定は行えませんので、ご注意ください。

（５）勤務先の私立学校の就業規則等に基づき懲戒を事由とした停職の処分を受けた場合、停職期間が生じた月数分の金額を毎年度交付額から控除して交付します。（月の途中に一日でも停職期間が生じた場合は一月と数えます。）

【交付金額算定例】

※以下は、JASSO による定額返還方式に基づく交付金額算定例です。奨学金貸与団体の制度やご本人の返還方法により、算定方法が変わる場合があります。

（例１）＊貸与総額 3,500,000 円
＊交付申請時の返還残額 3,500,000 円で、返還残期間が令和 26 年 3 月までの場合

支援金交付額：1,500,000 円（3,500,000 円　÷　2　＝　1,750,000 円）※上限 150 万円
毎年度交付額：　150,000 円（1,500,000 円　÷ 10　＝　150,000 円）

交付予定総額（予定）	採用1年目 令和8年度	採用2年目 令和9年度	採用3年目 令和10年度	採用4年目 令和11年度	採用5年目 令和12年度	採用6年目 令和13年度	採用7年目 令和14年度	採用8年目 令和15年度	採用9年目 令和16年度	採用10年目 令和17年度	採用11年目 令和18年度
1,500,000	0	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000

（例２）　＊貸与総額 3,000,000 円
＊交付申請時の返還残額 1,450,692 円で、返還残期間が令和 16 年 10 月までの場合

支援金交付額：725,300 円（1,450,692 円÷ 2 ＝725,346 円）※100 円未満の端数切捨て
毎年度交付額：103,614 円（　725,300 円÷ 7 ＝103,614 円）※　1 円未満の端数切捨て

交付予定総額（予定）	採用1年目 令和8年度	採用2年目 令和9年度	採用3年目 令和10年度	採用4年目 令和11年度	採用5年目 令和12年度	採用6年目 令和13年度	採用7年目 令和14年度	採用8年目 令和15年度	採用9年目 令和16年度	採用10年目 令和17年度	採用11年目 令和18年度
725,300	0	103,614	103,614	103,614	103,614	103,614	103,614	103,614	-	-	-

＊仮に、ご本人が全額もしくは一部繰上返還を行い、交付申請時から採用 5 年目の 10 月に完済した場合、採用 6 年目以降の交付は取消します。